秋田市告示第316号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42 年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除し たので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月29日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住	所	氏	名
秋田市御所野元町五丁目6番11号	-	鈴木	純

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、秋田市(代表者は秋田市長)を被告として、処分の取消 しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場 合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。